

甲賀市手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号が令和6年3月1日に施行（予定）し、戸籍謄本等の広域交付や戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行等が追加されます。このことに伴い地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年12月6日公布、令和6年3月1日施行予定）において手数料が見直されることから、甲賀市手数料条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 電子化された戸籍（除籍）に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面の名称を「戸籍（除籍）証明書」に変更します。

(2) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の交付手数料、届書等情報の内容証明書の交付及び閲覧手数料を追加するとともに、その他、国の基準に改めます。

【別表第1関係】

(3) この条例は、令和6年3月1日から施行します。

【付則関係】

3 その他

●戸籍（除籍）謄本等の広域交付

戸籍の電子化・全国的なネットワーク化により、本籍地以外でも戸籍謄本等が取得できるようになる。

●戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の交付

行政機関から紙媒体で提出が求められている戸籍謄本等において、申請者からの請求に基づき、法務省が発行する戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号（パスワード）を行政機関に提出することで戸籍謄本等の提出に代えることができるようになる。

●届書等情報の内容の証明書の交付及び閲覧

届書記載事項証明書の交付及び閲覧を紙媒体により行っているが、届書等の書類をスキャナで読み取りデータ保管されることで、電子化した届書等の証明書を受理地及び本籍地でいつでも請求できるようになる。